

攻めの農業実践緊急対策事業に係る公募要領

平成 27 年 6 月 18 日

長野県農業再生協議会

第 1 総則

攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 生産第 2968 号農林水産事務次官依命通知）及び同事業実施要領（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 生産第 2970 号農林水産省生産局長通知）で規定する「生産効率化プラン」、「高収益プラン」及び「集出荷・加工処理合理化プラン」の募集については、この要領で定めるものとする。

第 2 対象とする作物等

事業区分(実施要綱第 2 で規定する事業)	対象作物
効率的機械利用体系構築事業	米、麦、大豆、そば、野菜（特用作物含む）、果樹、花き、飼料作物
高収益品目等導入支援事業	当該地域の平均的な作物・品目の単位面積当たり収益よりも明確に高い収益が見込める作物・品目（高収益となる作物への転換・生産拡大、同一作物であっても施設化・作型転換による収益拡大）
集出荷・加工処理体制合理化推進事業	複数の集出荷・加工処理の再編合理化

第 3 対象とする機械・資材等

攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 生産第 2970 号農林水産省生産局長通知）別表 1 の助成対象となる経費の範囲に該当する機械・機器及び資材とする。

なお、同要領別紙 1（都道府県事業計画作成等に係るガイドライン）4 の（3）に基づき、農業以外に使用可能な汎用性の高い機械・機器は除く。

第 4 各プランの様式

- （1）効率的機械利用体系構築事業取組計画書兼取組参加者助成金申請書（生産効率化プラン）
・・・様式第 3 号
- （2）高収益品目等導入支援事業取組計画書兼取組参加者助成金申請書（高収益プラン）
・・・様式第 4 号
- （3）集出荷・加工処理合理化推進事業計画書（集出荷・加工処理合理化プラン）
・・・様式第 2 号

第5 各プランの作成者

- (1) 生産効率化プランに基づく取組を行う者
攻めの農業実践緊急対策事業実施要領（平成26年2月6日付け25生産第2970号農林水産省生産局長通知）第2の3の（1）に掲げる者
- (2) 高収益プランに基づく取組を行う者
実施要領第2の3の（2）に掲げる者
- (3) 集出荷・加工処理合理化プラン
実施要領第2の2に掲げる者

第6 募集期間及び基金の活用額等

- (1) 第5次公募
公募時期：平成27年6月25日（木）～7月30日（木）
活用額：別紙活用額のとおり
申請が計画していた額（活用額）を下回った場合は、残額を第6次募集に回す。
- (2) 第6次公募
公募時期：平成27年10月以降
- (3) 事業実施期間（支払が完了すること）
平成28年3月31日まで

第7 各プランの提出先及び提出方法

- (1) 生産効率化プラン及び高収益プラン
農業者が住所を有し、又は主たる事務所が所在する市町村が属する地域農業再生協議会（事務局は別紙のとおり）
- (2) 集出荷・加工処理合理化プラン
長野県農業再生協議会（事務局：県農業技術課）
- (3) 提出方法
第3の様式により記載・押印したもの（1部）を第5の応募書類の提出先へ郵送若しくは持参により提出してください。

第8 優先順位の考え方

活用額を上回る要望があった場合は、別紙の優先順位の考え方に基づき採択をします。

第9 優先順位の通知

第7の優先順位の結果については、地域農業再生協議会又は集出荷・加工処理合理化プラン作成者にご連絡します。

第10 機械・機器・設備のリースに関する留意事項

- (1) 農業機械の導入にあたって助成対象者は、過剰な投資とならないよう、長野県高性能機械導入計画に基づき、機種選定及び規模決定の根拠を明確にし、生産効率化プラン及び高収益プランを作成することとします。
- (2) 助成対象となる機械・機器・設備のリース（農業機械の導入）は、規模拡大等に伴う生産

コスト制限に必要な機械・機器・設備（50万円以上）とし、農業用機械施設補助の整理合理化通達にかかわらず助成対象とします。

ただし、農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）は助成対象としません。

- (3) 機械更新は不可。面積の拡大に対応するための機械の能力アップや、機械作業の集約化による生産コスト低減に寄与することが必要です。
- (4) 当該事業の対象とする機械・機器・設備の廃棄及び当該機械を担い手が再利用するための補改修に要する経費については、機械・機器・設備のリース導入と一体的に実施するものとします。

【問合せ先】

○農業者が住所を有し、又は主たる事務所が所在する市町村が属する地域農業再生協議会（事務局別紙のとおり）

○長野県農業再生協議会地方部
事務局：地方事務所農政課

○長野県農業再生協議会
事務局：県庁農政部農業技術課
長野市大字南長野字幅下 692-2
電話：026-235-7221 ファックス：026-235-8392
事務局長：上杉壽和 担当：内田達也